

# 千葉県オリエンテーリング協会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、千葉県オリエンテーリング協会(Chiba Orienteering Association 略称COA)と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、事務所を事務局長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、オリエンテーリングの普及を図り、県民の健康と福祉の増進及び県民スポーツ振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大会の開催等行事に関すること。
- (2) 講習会、研究会に関すること。
- (3) 指導員の養成及び資質の向上に関すること。
- (4) 指導員の資格認定及び更新に関すること。
- (5) 県内パーマネントコースに関すること。
- (6) 調査、研究に関すること。
- (7) (社)日本オリエンテーリング協会(JOA)に関すること。
- (8) 関係機関、他団体等との協力に関すること。
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

## 第3章 組織

### (組織)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員 オリエンテーリングを愛好する者で構成される団体、個人、または理事会の承認を得たもの。
- (2) 賛助会員 本会の事業に対し特別の関係をもっている、または特別の賛助をする法人あるいは個人であって、理事会の承認を得たもの。
- (3) 名誉会員 本会に特別の功労があった者または学識経験者であって理事会の承認を得た者。

### (入会)

第6条 普通会員及び賛助会員となるには、所定の入会申込書を提出しなければならない。ただし、名誉会員は入会手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

2 入会の申し込みを行うときは、本会所定の会費を納入しなければならない。

### (資格の喪失)

第7条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。

### (退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

2 会費を1年以上滞納したときは、退会したものとみなす。

### (除名)

第9条 会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に著しく違反する行為があったと

きは、総会の議決によりこれを除名することができる。

#### 第4章 役員

##### (役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 2名  
理事 若干名 事務局長 1名 監事 2名 顧問 若干名  
参与 若干名

##### (会長及び副会長)

第11条 会長及び副会長は、総会でこれを推挙する。

- 2 会長は、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、就任と同時に理事になる。
- 5 会長及び副会長は、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

##### (理事長及び副理事長)

第12条 理事長及び副理事長は、理事の互選による。

- 2 理事長は、本会の会務を総理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 4 理事長及び副理事長は、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

##### (理事)

第13条 理事は、総会でこれを推挙する。

- 2 理事は、理事会に属し、会務を審議し、決定する。

##### (事務局長)

第14条 事務局長は、総会でこれを推挙する。

- 2 事務局長は、本会の事務を総理し、経理を司る。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て事務局員を置くことができる。
- 4 事務局長は、就任と同時に理事になる。

##### (監事)

第15条 監事は、総会で選任する。

- 2 監事は、本会の会計を監査し、理事長及び総会に報告する。

##### (顧問)

第16条 顧問は、理事会の推挙により会長がこれを委嘱する。

- 2 顧問は、本会の重要事項について諮問に応ずる。

##### (参与)

第17条 参与は、千葉県内におけるオリエンテーリング普及発展に功績のあった者のなかから理事会の推挙により会長がこれを委嘱する。

- 2 参与は、本会の業務に参画するものとする。

##### (任期)

第18条 会長・副会長・理事長・副理事長・理事・事務局長・監事の任期は、2年間とする。

- 2 顧問及び参与の任期は、これを定めない。
- 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 再任は、これを特に妨げない。
- 5 役員は、任期満了後も後任の就任まではその職務を行う。

#### 第5章 専門部会

##### (専門部会)

第19条 本会に次の専門部会を設け、部長その他必要な部員を置く。

- (1) 技術部会
- (2) 普及部会
- 2 理事会が必要と認めた場合、新たに専門部会を置くことができる。
- 3 専門部会に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第6章 会議

### (種類)

第20条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

### (総会)

第21条 総会は、普通会員をもって構成し、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に招集することができる。

- 2 議長は、出席者の互選による。
- 3 総会は、次に掲げる次項を議決する。
  - (1) 役員の選出
  - (2) 事業計画及び収支予算の決定
  - (3) 事業報告及び収支決算の承認
  - (4) 規約改廃の承認
  - (5) その他、本会の運営に関する重要事項

### (総会の議決権)

第22条 総会における議決権は次のとおりとする。

- (1) 一般団体及び学生団体は団体加盟員数を議決権数とする。ただし、これを分けて行使することはできない。
- (2) 個人会員及び公認指導員は議決権「1」を有する。ただし、一般団体及び学生団体に加盟している場合でも別に議決権数を「1」を有する。
- (3) 議決権数は毎年4月1日現在の会員数を登録する。ただし、学生団体は、前年度3月31日現在の会員数を登録する。

### (総会の成立)

第23条 総会は、議決権総数の2分の1以上が出席しなければ総会を開き、議決することができない。ただし、同一事項について再度招集をしたときはこの限りではない。

- 2 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会の構成員が会議に出席できないときは、書面をもって議長に議決権を委任することができる。この場合、委任した者は、出席したものとみなす。

### (理事会)

第24条 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じて理事長が招集する。

- 2 議長は、理事長とする。
- 3 理事会は、総会の議決した事項の執行に関することを審議し、決定する。
- 4 理事会は、総会に付議すべき事項に関することを審議し、決定する。
- 5 その他、会務の執行に関することを審議し、決定する。

### (理事会の成立)

第25条 理事会は、理事の2分の1以上が出席しなければ理事会を開き、議決することができない。ただし、同一事項について再度招集をしたときはこの限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会の構成員が会議に出席できないときは、書面をもって理事長に議決権を委任することができる。この場合、委任した者は、出席したものとみなす。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第26条 本会の資産は、次の通りとする。

- (1) 会費
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業収入

(4) 委託金、補助金及び寄付金

(5) その他の収入

(経費の支弁)

第27条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(剰余金の処理)

第28条 年度末において剰余金が生じたときは、その全部または一部を翌年度に繰り越し、または積立金として積み立てるものとする。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 雑則

((社)日本オリエンテーリング協会への加盟)

第30条 本会は、(社)日本オリエンテーリング協会に加盟し、その社員となる。

(規約の改廃)

第31条 本会の規約は、総会において出席した議決権の3分の2以上の同意を得なければ改廃することができない。

(補則)

第32条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この規約は、昭和61年7月13日から施行する。
2. 昭和61年度の会計年度は、昭和61年7月13日に始まり昭和62年3月31日をもって終了する。また、昭和61年度選出の役員の任期は、昭和63年3月31日までとする。
3. 平成3年5月11日一部改正。
4. 平成5年5月22日一部改正。
5. 平成8年6月8日一部改正。

---

## 【会費】

会費は年額とし、団体ならびに個人・公認指導員を構成により次のとおりとする。

- |          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| (1)一般団体  | 5,000円+団体加盟員数×250円(但し20,000円を限度額とする。) |
| (2)学生団体  | 1,000円+団体加盟員数×100円(但し10,000円を限度額とする。) |
| (3)個人会員  | 1,500円                                |
| (4)公認指導員 | 3,000円(2年分)                           |

なお、公認指導員については、2年毎の登録更新の際に一括納入する。

また、公認指導員で(1),(2)に加盟しているものの会費の減額は行わない。